

コロニー東村山 身体拘束等適正化のための指針

1. 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限することであり利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当事業所では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、従業員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしないケアの実践に努めます。

2. 身体拘束廃止に関する基本方針

(1) 身体拘束の原則禁止

当事業所においては原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

(2) 緊急・止むを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解したうえで、身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則です。しかしながら、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

1. 切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
2. 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する支援方法がないこと。
3. 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

*身体拘束を行う場合には、以上の3つの要件を全て満たすことが必要です。

(3) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人または他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束適正化委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件を満たした場合のみ、本人・家族への説明と同意を得て行います。身体拘束を行った場合は、その状況について経過を記録し、できるだけ早期に拘束を解除すべく努力します。

3. 身体拘束適正化に向けた体制

当事業所では、身体拘束廃止に向けて身体拘束適正化委員会を設置します。

(1) 身体拘束適正化委員会の設置と目的

- 身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- 身体拘束をせざるを得ない場合の検討及び手続き
- 身体拘束を実施した場合の解除の方法の検討
- 身体拘束廃止に関する取り組みの全職員への指導

(2) 身体拘束適正化委員会の構成員

- 委員長：所長
- 委員：サービス管理責任者
ケースワーカー
看護師
- その他、委員会の設置趣旨に照らして必要と認められる者

(3) 身体拘束適正化委員会の開催

- 定期的に年に1回開催します。
- その他、必要時には随時開催します。

* 例外として、利用者の生命、身体の安全を脅かす急な事態（数時間以内に身体拘束を要す場合）では、多職種共同での委員会を開催できない事が想定されます。その為、可能な範囲で多職種の意見を収集し、最善の方法で安全を確保し、その経緯と結果を記録します。その後、速やかに委員会を開催し委員会の承認を得ます。

4. 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針

(やむを得ず身体拘束を行う場合の対応)

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、以下の手順に従って実施します。

(1) カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束適正化委員会を中心として、各関係部署の代表が集まり、身体拘束を行うことを選択する前に、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たしているかどうかについて検討・確認します。

要件を検討・確認した上で、身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し本人・家族に対する説明書を作成します。

(2) 利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。

また、身体拘束の同意期間を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等と締結した内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得たうえで実施します。

(3) 記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録します。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討します。その記録は5年間保存し、行政担当部局の指導監査が行われる際に提示できるようにします。

(4) 拘束の解除

(3)に規定する記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速かに身体拘束を解除します。その場合には、契約者、家族に報告します。

＜介護保険指定基準に規定する身体拘束禁止の対象となる具体的な行為＞

- 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する
- 立ち上る能力のある人の立ち上りを妨げるようなイスを使用する
- 車椅子・椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける
- 脱衣やおむつ外しを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着させる

以下は事業所では起きえないと想定される事項

- 徘徊しないように、車椅子や椅子・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
- 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る

- 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- 他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る

5. 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針

(身体拘束適正化に関する各職種の役割)

身体拘束適正化のために、各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任を持って対応します。

<所長>

- 身体拘束における諸課題等の最高責任者
- 身体拘束適正化委員会の総括責任者 … (1)
- 現場における諸課題の総括責任者 … (2)
- ただし、(1)(2)については、所長の判断する者に代理させることができることとする

<サービス管理責任者、ケースワーカー>

- 機能面からの専門的支援・助言
- 重度化する利用者の状態観察
- 身体拘束適正化に向けた職員教育
- 家族との連絡調整
- 家族の意向に沿ったケアの確立
- 施設のハード、ソフト面の改善
- チームケアの確立
- 記録の整備

<看護師>

- 医師への連絡、医師への連携
- 施設における医療行為の範囲の整備

6. その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

身体的拘束等を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

- ・ 利用者の尊厳を理解する。
- ・ 言葉や応対等で、利用者の精神的な自由を妨げないよう努める。
- ・ 利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供する。
- ・ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を容易に妨げるような行為は行わない。
- ・ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか常に振り返る。
- ・ 以下の点について十分に議論して共通認識を持つようにする。

マンパワーが足りないことを理由に、容易に身体的拘束等を行っていないか。

事故発生時の法的責任問題の回避のために容易に身体的拘束等を行っていないか。

サービスの提供の中で、本当に緊急やむを得ない場合にのみ身体的拘束等を必要と判断しているか。本当に他の方法はないか。

7. 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

支援に関わる全ての職員に対して、身体拘束適正化と人権を尊重したケアの励行を図り職員教育を行います。

1. 定期的な教育・研修（年1回）の実施
2. 新任者に対する身体拘束適正化のための教育・研修の実施
3. その他、必要な教育・研修の実施

8. 利用者に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

この指針は公表し、利用者・家族・職員等がいつでも自由に閲覧することができます。

附則

本指針は2022（令和4）年4月1日より施行する。